

申請内容確認書 ※申込み時に必ずご提出ください。

【4】

申請内容及び提出書類について確認します。該当欄に ☒ を記入してください。
申請内容に不備がある場合、申請を受け付けることができません。

1. 保育所等入所申込み書類確認リスト

	確認	市確認用
教育・保育給付認定（変更）申請書 兼 保育所等入所申込書【1】	☐	☐
児童健康調査票等 【2】－1・【2】－2・【2】－3・【3】	☐	☐
申請内容確認書 【4】	☐	☐
親子健康手帳（母子健康手帳）（受付時に健康診査等の確認をするため）	☐	☐

2. 保育を必要とする状況を証明する書類確認リスト

※児童の保護者が対象となります。

	父	母	同居人	市確認用
就労している方：就労証明書	☐	☐	☐	☐
個人事業主の方は以下の確認書類の写しいずれか1つを添付 ・確定申告書（第一表と収支内訳書又は決算書）・委託契約書 ・開業届け ・営業許可書	☐	☐	☐	☐
求職中の方（内定含む）：確約書	☐	☐	☐	☐
出産予定の方：親子健康手帳（母子健康手帳）の（分娩）予定日記載ページの写し等	☐	☐	☐	☐
心身に病気、障害を有している方：診断書、障害者手帳の写し等	☐	☐	☐	☐
介護又は看護をしている方： 介護・看護を受けている方の診断書、障害者手帳の写し等	☐	☐	☐	☐
就学している方：学生証等	☐	☐	☐	☐
その他：児童の保育をすることができないと判断できる証明書	☐	☐	☐	☐

※該当項目のみチェックしてください。

3. 該当する項目及び提出書類の確認

	該当の有無		市確認用
ひとり親世帯：戸籍謄本 又は 児童扶養手当証書の写し	有 ☐	無 ☐	☐
離婚を前提として別居中の場合			
離婚を前提とした別居中等の誓約書	有 ☐	無 ☐	☐
上記の誓約書に記載の必要書類に代わる書類	有 ☐	無 ☐	☐
一時預かり事業・認可外保育施設等を常時利用している方：一時預かり等利用証明書	有 ☐	無 ☐	☐
狭山市に転入の方：			
転入誓約書	有 ☐	無 ☐	☐
賃貸借（売買）契約書等の写し	有 ☐	無 ☐	☐
同居同意書（※祖父母等の所有する住宅へ入居予定の場合のみ）	有 ☐	無 ☐	☐
個人住民税課税証明書（入所希望月が4月から8月までの場合は令和8年度、9月から3月までの場合は令和9年度のもの）	有 ☐	無 ☐	☐
個人番号（マイナンバー）及び本人確認に係る書類	有 ☐	無 ☐	☐
生活保護の方：生活保護受給者証の写し	有 ☐	無 ☐	☐
障害児（者）のいる世帯： 以下の確認書類のいずれか1つの写しを添付 ・障害者（身体、療育、精神）手帳 ・特別児童扶養手当証書 ・障害基礎年金を受給していることが確認できる書類	有 ☐	無 ☐	☐

4. マイナンバー記載に伴う本人確認

	該当者	市確認用
マイナンバーカード （マイナンバーカード持参の場合は下記書類は必要ありません）	☐	☐
・通知カード（現在の氏名・住所等が記載されているものに限る） ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限る） 上記のいずれか＋写真つき本人確認書類1点又は写真なし本人確認書類2点	☐	☐

※写真なしの本人確認書類は、「氏名と生年月日」又は「氏名と住所」が記載されているものに限ります。詳細は、入所のしおりP.22をご確認ください。

【代理人が申請する場合】

	該当者	市確認用
本人（申請者）の番号確認書類（入所のしおりを参照。写しも可能です）	☐	☐
代理人の身元確認書類（入所のしおりを参照。原本に限ります）	☐	☐
委任状（委任状の様式は狭山市の公式ホームページより取得できます）	☐	☐

以下、確認項目が続きます。

以下の確認事項をよくお読みのうえ、各項目のチェック欄に☐してください。

確認事項	確認欄
未入所となった場合は翌年の3月まで審査をします。申込みを取り下げの場合は「申込み取り下げ書」を提出してください。	☐
現在、妊娠している場合は出産予定日を記入してください。（出産予定日：____年____月____日） 申込み時点では、妊娠・出産要件での認定期間に該当しない場合であっても、実際に入所となる月が当該認定期間に該当する場合には、生まれた日を1日目として生後58日目の日が属する月末までの利用となります。詳細については入所のしおりをご確認ください。	☐
住民票を異動せずに、保護者が会社命令により単身赴任している場合、又はこれから単身赴任の予定がある場合については、赴任先の公共料金の領収書の写し等を添付してください。	☐
育児休業を取得している場合で、就労証明書に記載のある条件で就労先に復職せず、別の会社に勤める予定がある場合は、就労予定先の就労証明書をご提出ください。申込み時点で、当該書類の提出があった場合は、就労内定として取り扱い入所選考を行います。なお、当該書類の提出ができない場合については、求職活動として取り扱い入所選考を行い、保育の必要性の認定期間も入所後3か月となります。また、受付の締め切り日以降に、育児休業中の方が復職せず、転職をするなど、保育の必要性に係る事由が変更となった場合は、内定の取消、又は退園（所）となります。	☐
育児休業を取得している場合で、入所月の翌月10日までに職場に復職できない場合は、内定の取消、又は退園（所）となることに異論はありません。	☐
育児休業を取得している場合で、復職せず転職をするなど、保育の必要性に係る事由が変更となる場合は、内定の取消、又は退園（所）となることに異論はありません。	☐
復職を機に、雇用契約上の勤務時間を大幅に減らす場合、又は就労内定している場合で、申込み内容と実際の勤務内容に乖離が生じる場合など、公平な審査に影響を及ぼす場合は、内定の取消、又は退園（所）となることに異論はありません。（就労証明書④に記載のある育児短時間勤務は含まない。）	☐
保育施設を長期欠席する場合は、休園日翌日から最長2か月となり、その間も保育料はかかります。また、欠席する期間（断続的に欠席する場合も含む）が2か月を超える場合は、退園（所）となることに異論はありません。	☐
入所後3か月以内に市外へ転出する場合、転出後3か月以降の継続入所はできないことに異論はありません。	☐
入所選考時や入所後に必要となる児童の健康状態、病状や医療的ケアの内容等について関係する医療機関（主治医等）や保健師等へ問い合わせることがあります。	☐
児童の健康状態を直接確認する必要がある場合には、入所選考前に保護者と児童の面接を実施する場合があります。	☐
入所を希望する施設は必ず見学をし、説明を受けてください。特に私立保育園等は施設により保育目標が異なっていることや、保育料以外に実費（園服など）を徴収している場合があります。詳細は各施設にお問い合わせください。また、健康状態について留意する点がある場合は、見学時に必ず施設に対して説明を行ってください。	☐
利用開始当初には児童が施設に慣れるための「ならし保育」があり、教育・保育給付認定された利用時間に関わらず、お迎えの時間が早くなります。利用開始日より前にならし保育をすることはできません。転園された場合も同様にならし保育があります。	☐
保育料は、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者）及び当該者と同一の世帯に属する者に係る市区町村民税所得割合算額により算定しますので、離婚後も児童と同居している場合などは、保護者として保育料を算定します。なお、共同親権である場合についても、子どもを現に監護する者を保護者とし、保育料を算定します。また、父母が非課税の場合は、同居している祖父母等の市区町村村民税所得割合算額を合算し保育料を算定します。	☐